

愛知県文化情報センター催事室  
＜アートスペースG～X＞  
利用のご案内  
（展示利用）



指定管理者

公益財団法人 愛知県文化振興事業団 劇場運営部

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

受付窓口専用：電話 052-971-5516 FAX 052-971-5646

<https://www.aac.pref.aichi.jp>

# 1 利用申込みの手続

## 1 申込み手続

- (1) アートスペース（催事室）を美術等の芸術文化活動の展示で利用することを希望される場合には、次の申込受付期間に、利用許可申請書を「施設利用受付窓口」にご提出ください。
- (2) 申込みの際には、利用許可申請書とともに、展覧会の概要、団体の設立以降の経緯、出品者の活動歴、作品の写真等参考となる資料を添付してください。
- (3) 展示室として利用できるのは、アートスペースG・H・X室です。
- (4) 利用期間中でも、愛知芸術文化センター（愛知県文化振興事業団及びあいちトリエンナーレ実行委員会を含む。）が主催する事業等を行うため、申込みができない期間があります。

## 2 申込みの受付期間等

### (1) 受付期間

利用期間	受付期間
利用開始日が、1月4日から6月30日までの間（上半期）	ア 受付期間 利用開始日の含まれる年の前年の6月1日から20日まで イ 抽選日 概ね7月の第三土曜日を予定 * ウ 一般受付（空き日がある場合） 8月1日から、利用希望日の2月前の月の末日まで、随時受付
利用開始日が、7月1日から12月27日までの間（下半期）	ア 受付期間 利用開始日の含まれる年の前年の12月1日から20日まで イ 抽選日 概ね1月の第三土曜日を予定 * ウ 一般受付（空き日がある場合） 2月1日から、利用希望日の2月前の月の末日まで、随時受付

\*抽選となった者には、それぞれの受付期間後に、抽選日を通知します。

なお、愛知県美術館又は愛知県芸術劇場の施設と複合的に利用する場合は、当該施設の利用許可後から利用希望日の前日まで受け付けます（上記受付期間を除く）。

### (2) 受付場所及び時間

受付場所：施設利用受付窓口（地下2階アートプラザ内）

受付時間：平日……午前10時から午後6時まで

土・日・国民の祝日または振替休日…午後5時まで

休業日：休館日（2利用時間帯等\_2休館日（P2）に記載）

お問い合わせ：専用番号 052-971-5516 FAX 052-971-5646

### 3 ご利用の方法

- (1) 愛知県芸術劇場館長は、利用許可を適当と認める場合は、各利用許可申請者に対して利用許可書を交付します。
- (2) 愛知県芸術劇場館長は、展示の利用希望が競合した場合には、受付期間終了後整理の上、別途日時等を指定して申込者による抽選を行い許可します。
- (3) グループ展（3人以上によるものをいう。）でのご利用は、個展よりも優先されます。

### 4 ご利用いただけない場合

次のような場合は、ご利用いただけません。

- (1) 商品の展示、販売及び商品の販売の促進に寄与するものである場合
- (2) 公安又は風俗を害するおそれがあるものである場合
- (3) 展示しようとする作品が、「7 展示方法及び飾り付けについて\_8 搬入品の制限」（P8）に記載するものにあたる場合等施設の構造上又は管理上支障のあるものである場合
- (4) 暴力団の利益になると認められる場合
- (5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの

## 2 展示利用期間と展示利用時間等

### 1 展示利用期間

- (1) 基本的に、火曜日から日曜日までの6日間（または休館日の翌日から次の休館日の前日まで）を1単位とします。
- (2) 連続して利用する場合は、次の1単位までの計2単位を限度とします。
- (3) すべての日程で、展示公開することが必要です。

### 2 展示利用時間

展示利用時間は、午前10時から午後6時までです。金曜日は午後8時まで延長することができます。

ただし、日曜日（最終日）は、観覧者の入室は午後5時までとし、午後6時までに搬出作業を終了してください。

### 3 休館日

- (1) 毎週月曜日（この日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日。）

- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (3) 施設・設備の保守点検日等（原則として毎年6月の第1、第2、第3、第4月曜日は電気設備点検のため全館休館となります。）

### 3 利用料金

#### 1 利用料金

アートのスペースの利用料金（展示利用）は、別表（P12）のとおりです。  
なお、別途、電気利用料金を負担していただく場合があります。

#### 2 利用料金のお支払

##### (1) お支払期限

アートのスペース及び附属設備の利用料金のお支払期限

- ア 許可日から利用日までの期間が3月と15日以上の場合  
利用日から起算して3月前の前日
- イ 許可日から利用日までの期間が15日以上、3月と15日未満の場合  
許可日から15日以内
- ウ 許可日から利用日までの期間が15日未満  
許可日当日

##### (2) お支払の方法

現金又は振込のいずれかの方法によりお支払ください。

- ア 現金の場合  
地下2階アートプラザ内の「施設利用受付窓口」でお支払ください。
- イ 振込の場合  
請求書に記載の振込口座に、最寄りの銀行等の窓口でお支払ください。  
お振込の際は、必ず利用許可申請書と同じ名義でお振込ください。  
なお、振込手数料は、利用者の負担となりますので、ご承知ください。

##### (3) 利用料金の還付（返金）

利用についての変更、中止等がありましたら、速やかに連絡の上、「施設利用受付窓口」にて所定の手続きをしてください。

また、利用日の3か月前以降のキャンセルの場合、支払われた利用料金の還付率は、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。なお、取消申請日が納入期限日以前であれば、全額を還付します。

施設名	取消申請のあった日	還付率
愛知県文化情報センター催事室	利用日の3月前の前日まで	100%
	利用日の3月前から1月前まで	50%
	利用日の1月前の翌日から2週間前まで	30%
	利用日の2週間前の翌日から当日まで	0%

## 4 利用の変更、取り消し等

### 1 施設利用権の譲渡等の禁止

アートスペースを利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

### 2 利用許可の変更及び取り消し

許可を受けた後、利用時間等の変更又は取り消しを希望される場合は、速やかに連絡の上、「施設利用受付窓口」にて所定の手続きをしてください。

利用料金のお支払後は、施設、附属設備の利用の追加はできますが、変更又は取り消しは全額が返還されない場合がありますので、特にご注意ください。

### 3 許可の取り消し及び利用の中止命令

次の場合には、許可の取り消し又は利用の中止を命じることがあります。

- (1) 利用者が施設の利用に際して許可の条件及び愛知県芸術劇場館長の指示に従わないとき。
- (2) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- (3) 利用料金のお支払が、請求書に記載した支払期限内に入金を確認できなかったとき。

## 5 事前打合せ等

### 1 事前打合せ

利用許可申請者又は利用責任者の方は、利用開始日の1か月前までに来館の上、「施設利用受付窓口」と打合せを行ってください。

打合せの日時等につきましては、「施設利用受付窓口」からご連絡します。

なお、「施設利用受付窓口」との連絡は、全て利用許可申請者又は利用責任者の方を通じて行うようにしてください。

### 2 広報等

新聞広告への掲載や、ポスター、チラシ等を作成される場合には、事前にご相談くだ

さい。

なお、ポスターやチラシ等を作成された場合には、資料として保存しますので、「施設利用受付窓口」へご提出ください。

### 3 看板の設置等

看板等を設置する場合は、使用する看板の大きさや設置場所について、「施設利用受付窓口」にご相談ください。

展示パネル等作品以外の搬入物がある場合についても、あらかじめお申出ください。

## 6 搬入・搬出

### 1 搬入・搬出時間

#### (1) 搬入

休館日の午後 1 時から午後 5 時までの間の指定する時間内

#### (2) 搬出

日曜日の午後 5 時から午後 6 時までの間の指定する時間内

※利用者は、指定された時間内に搬入、搬出を終了するよう迅速かつ安全に作業を行ってください。

### 2 搬入、搬出に当たっての入館手続き

(1) 搬入・搬出に当たっては、あらかじめ搬入・搬出を行う方の名簿及び「入館パス」を「施設利用受付窓口」に届け出てください。

(2) 入館パスがないと入館できませんので、搬入、搬出を行う際には、守衛室から見やすい位置に着用してください。

### 3 搬入・搬出の方法

#### (1) 搬入・搬出の出入口及び使用エレベーター

##### ア アートスペースG・H（12 階）利用の場合

原則として、1 階の搬入口E（建物北側）を用い、12 階までは、荷物用エレベーター（11 号機）を利用して、搬入・搬出を行ってください。（※1）

ただし、愛知県芸術劇場館長が許可した場合に限り、9 号機エレベーターも使用できます（展示の搬入・搬出の経路図参照）。（※2）

なお、10 号機エレベーターは人専用機で、荷物の運搬はできません。

また、施設の利用状況により搬入・搬出時間等を調整させていただくことがあります。

搬入・搬出を行う際には、他の利用者や来館者の迷惑とならないようご注意ください。

#### イ アートスペースX(地下2階) 利用の場合

原則として、地下5階の駐車場からの搬入口（建物南側）を用い、荷物用エレベーター（13号機）を利用して、搬入・搬出を行ってください。

ただし、愛知県芸術劇場館長が許可した場合に限り、芸術文化センター南側外階段も利用できます。

搬入・搬出を行う際は、他の利用者や来館者の迷惑とならないようご注意ください。

#### (※1) 11号機、13号機エレベーター（展示品搬入、搬出用：各1基）

かご内法 高さ2.3m、幅1.8m、奥行1.5m

積載荷重 1.15t

扉寸法 高さ2.1m、幅1.1m

#### (※2) 9号機エレベーター（人・荷物用）

かご内法 高さ2.6m、幅1.7m、奥行2.1m

積載荷重 1.65t

扉寸法 高さ2.3m、幅1.2m

#### (2) 個別持込み、持ち出しがある場合

やむを得ない事情により個別持込み、持ち出しをする場合は、事前に搬入・搬出者の名簿を提出して、地下1階楽屋出入口から搬入、搬出を行ってください。

搬入当日は、地下1階の守衛室付近に適宜受付等を設けるなどして、できるだけ受け付けた作品をまとめて台車で運搬するようにしてください。

#### (3) 駐車スペース

- 1階の搬入口Eを使用する場合には、事前にご相談のうえ、搬入・搬出時のみ、一時的に、搬入口付近に駐車することが可能です。

地下1階守衛室前の楽屋口から、搬入・搬出を行う場合には、付近に駐車スペースがありませんので、展示品の積み降ろしを終了した車は、速やかに、アートパーク東海駐車場へ車を移動させてください。

- アートパーク東海駐車場は、愛知芸術文化センターの地下3階から地下5階までにあります。アートパーク東海駐車場から、愛知芸術文化センター地下1階守衛室前の楽屋口へは直接入館できませんので、1階までエレベーターで上がり、建物の外に一旦出て、外から回って、地下1階へ階段を下り（スロープ有り）、守衛室前の楽屋口から、入館してください。

#### (4) 利用当日の駐車サービスについて

劇場利用の当日は、搬入等で利用した車両について、所定の台数分を限度に「アートパーク東海駐車場」（愛知芸術文化センター地下）の駐車サービスを受けることができます。

## ア 駐車場の概要

場所	愛知芸術文化センター 地下3階～地下5階
利用可能な車両	高さ2.1m、長さ5.3m、幅2m以下、重量2トン以下 (ハイルーフ仕様のワンボックスカーは入庫できません)
連絡先電話番号	052-972-0805

## イ 駐車場「アートパーク東海」の駐車サービス利用方法

入庫時に発行された「駐車券」は、施設利用受付窓口（地下2階アートプラザ内）  
<火～金 10:00～18:00、土日祝 10:00～17:00>にご提示ください。  
認証いたします。ただし、施設利用受付窓口の閉館時は、劇場舞台技術室（地下  
1階）にご提示ください。

なお、アートパーク東海駐車場では、入庫時に車両ナンバーを記録しているため、  
入庫時と同一の車両の「駐車券」で出庫する必要があります。「駐車券」の取り  
まとめの際は、車両の使用者をご確認ください。アートパーク東海駐車場は、  
午前0時から午前7時まで入庫できませんので（出庫は24時間可）ご注意ください。

## ウ 駐車場「アートパーク東海」の駐車サービスを利用できる台数

利用施設	台数
搬入日・搬出日	5台/日
展示日（会期中）	3台/日

## 7 展示方法及び飾り付けについて

1 作品は、全て展示室内に展示してください。

### 2 壁面・可動壁に展示する作品について

絵画、写真等を展示する場合には、専用のピクチャーレールを使用してください。

キャプションを壁に留める場合や、ピクチャーレールを使用し、ワイヤーで吊り下げる  
展示方法が適さない作品については、虫ピンをご利用ください。ただし、虫ピンで留  
められない固い壁が一部有り、その固い壁と可動壁には、押しピンで壁に直接留めるこ  
とができます（針の太さが1mm以内のものに限る。釘、ネジ、ガンタッカーは不可）。

なお、高所で作業する方は、安全帽等の安全具を着用し作業をしてください。

### 3 壁面以外に展示する作品について

床に展示する作品については、直接床面に置かず、展示台を利用するなど、作品に合  
った養生をしてください。



会議机を展示台として利用する場合には、作品を直接机の上に置かないでください。天井への直接展示や、天井から直接吊り下げることができません。展示状況次第では、照明用レールにフックを取り付け、軽いもの（500g程度）を吊り下げることができませんが、事前の打合せ時にご相談ください。

#### 4 施設設備への直接工作の禁止

施設の天井、側壁、柱、床、ガラス、扉等には、画鋏、糊、ソフト粘着剤、両面テープなどのテープ類、接着テープ、針、針金、油、塗料等で直接工作することはできません。

ただし、側壁については、「2 壁面・可動壁に展示する作品について」に記載のとおりです。

#### 5 可動壁、パンチメタルボードの移動

可動壁、パンチメタルボードを移動される際は、12階アートスペースインフォメーションの警備員にお申し出ください。

なお、移動の際には、汚れ防止のために専用の手袋を使用してください。

#### 6 スポットライトの取付け等

スポットライトの取付け、取外し、位置を移動する際は、12階アートスペースインフォメーションの警備員にお申し出ください。

また、器具の取り扱いには十分ご注意ください。

#### 7 使用した備品の返却

使用した備品（台車、机、椅子、吊り下げワイヤー、スポットライト等）は、使用後は、必ず元の場所に戻してください。

#### 8 搬入品の制限

次のようなものは、展示室に持ち込むことはできません。

- (1) 他の利用者及び来館者の迷惑になるような音を発し、若しくは煙霧を発生させる仕掛けのあるもの。
- (2) 悪臭を発し、又は腐敗の恐れのある素材を使用したもの。
- (3) 刃物等を素材にするなど、人に危害を及ぼす恐れのあるもの。
- (4) 砂利、砂、土、石材等を直接床面に置いたり、床面を汚損、毀損する恐れのある素材を使用したもの。
- (5) 天井から直接吊り下げるもの。
- (6) 動物、植物、危険物、許容範囲を超える重量物等。
- (7) 発火又は引火しやすいもの、その他消防法上の危険物。
- (8) 法規に触れる恐れのあるもの。
- (9) その他管理運営上、支障を来すと認められるもの。

## 8 利用当日の注意

### 1 入室時、退室時の連絡

利用責任者は、利用許可書をご持参の上、12階のアートスペースインフォメーションの警備員に提示の上、入室してください(会期中は正面玄関から入館してください。)

退室するときには、電気を消し、必ず警備員に連絡してください。

搬出作業が終了したときにも、入室前の状態に戻した上で、必ず警備員に連絡し点検を受けてから退出してください。

### 2 利用許可書の携帯

利用期間中は、利用許可書を常に携帯してください。

### 3 受付の常駐

利用期間中は、必ず利用責任者又はその代理人の方を受付に常駐させてください。

展示室の監視及び受付等展示会の運営に要する人員は、利用者の責任において配置してください。

なお、展示会開催中の主催者控室はありませんので、必要があれば、他の部屋を借りるようにしてください。

### 4 秩序維持

施設内では秩序を守り、他の利用者に迷惑をかけたり、施設に損害を加えるような行動をしないでください。

### 5 禁煙

館内及び館外敷地内は全て禁煙です。

### 6 飲食等

アートスペース内及びロビーで食事等をとることや、ジュース類の持込みはできません。なお、ペットボトル等は水又はお茶に限り持込み可としますが、ゴミ等については持ち帰るようお願いします。

### 7 湯沸室の利用

(1) 湯沸室に自動湯沸器の設備がありますので、ご利用ください。

なお、やかん、湯呑み、盆、茶葉等はありませんので、利用者においてご用意ください。

(2) 湯沸室は、他の室も利用されます。他室の利用者に迷惑のかからないようにしてください。

(3) 湯沸室利用後は、清掃と後片付けをしてください。

## 8 電話

施設内の電話は内線専用です。外線通話は、ご自分の携帯電話又は公衆電話（地下2階、2階）をご利用ください。

## 9 盗難予防

室内持込品の盗難、紛失等による損害については、一切責任を負いません。盗難予防については、利用者において責任をもって行ってください。

## 10 絵画作品等物品の売買（予約）の禁止

商品の販売及び商品の販売を前提とする展示はできません。ただし、展覧会図録については、あらかじめ物品販売願を提出し、愛知県芸術劇場館長の承認を受けた場合には、販売することができます。

## 11 展示利用上の注意事項

他室の利用者の迷惑となりますので、原則として、室外への音漏れや振動が発生するおそれがあると認められることはできません。

また、展示室を毀損・汚損するおそれがあるため、原則として、実技、実演はできません。

ただし、一定の基準を満たす場合は、この限りではありません。事前にご相談ください。

## 12 生花、植木等の禁止

展示室内に、生花、植木等を飾ることはできません。

## 13 設備等の汚損等の原状回復

利用者が故意又は過失によって、施設内の設備、器物等を汚損し、又は紛失したときは、速やかに警備員に申し出るとともに、利用者の費用負担で修理補修し、現状に復していただきます。

## 14 管理責任の範囲

利用に起因する人的・物的損害（不慮の事故・盗難・紛失・汚損破損等）が生じた場合、当事業団はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 9 非常時の措置

- 1 利用者は、事前に施設内の退避順路等の確認を行うとともに、火災や大規模な地震等の非常事態が発生したときは、施設の利用を直ちに中止し、管理者の指示に従い、来場者の避難誘導等を行って、来場者の安全を確保するための措置を講じてください。
- 2 愛知県の判断により、愛知芸術文化センターが閉館となった場合、愛知県文化情報センターも閉館となりますので、直ちに展覧会を中止するとともに、展示室内にやむを得ず残置する展示物等については、転落防止、落下防止、盗難防止等の措置を行っていただき、速やかに退館していただきます。この場合、指定管理者公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という。）は、それにより利用者に生じた損害については賠償の責任を負いません。なお、愛知芸術文化センター条例第7条第6項の規定に該当するは、利用料金の全部又は一部を利用許可申請者に還付いたします。
- 3 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生のおそれがあり、催物の中止の命令又は勧告が出された場合、事業団は、それにより利用者及びその催物の入場者に生じた損害については賠償の責任を負いません。

## 10 利用許可条件

### 利用許可条件（催事室）

\*催事室については、以下の条件を付けさせていただいております。なお、展示の内容により、追加の条件を付けさせていただく場合があります。

#### 利用許可条件（催事室）

- 1 許可された内容（主催者、催物の名称、内容及び入場料等の額等）は、変更しないこと。万一、変更しようとする場合は、所定の手続きをし、愛知県芸術劇場館長の許可を得ること。
- 2 許可された施設を利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用時間内における主催者、責任者の所在を明確にすること。
- 4 催物の準備及び使用終了後の原状復帰は、許可された時間内において行うこと。原状復帰後は直ちに劇場職員にその旨を告げ、点検を受けること。
- 5 利用料金は、許可書に記載された納期限までに納入すること。
- 6 催事室内において商品等の展示をし、又は販売をしようとする時は、愛知県芸術劇場館長の許可を得ること。
- 7 故意又は過失により、施設、設備、器具等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償すること。
- 8 災害時に、愛知県の判断により、愛知芸術文化センターが閉館となった場合、愛知県文化情報センターも閉館する。この場合、指定管理者公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という。）は、それにより主催者に生じた損害については賠償の責任を負わない。なお、愛知芸術文化センター条例第7条第6項の規定に該当する場合は、利用料金の全部又は一部を主催者に還付する。
- 9 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生のおそれがあり、催物の中止の命令又は勧告が出された場合、事業団は、それにより主催者及びその催物の入場者に生じた損害については賠償の責任を負わない。
- 10 その他、愛知県芸術劇場館長の指示及び「アートスペース（催事室）利用のご案内」に従うとともに、当施設の秩序を乱すような行為を行わないこと。
- 11 この利用許可条件に違反したときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることがある。

## 11 利用料金等

### 催事室の利用料金

室名		入場料金等による区分	
		一日当たり(円)	
		入場料等なし	入場料等あり
12階	アートスペースG	8,100	9,720
	アートスペースH	6,300	7,560
地下2階	アートスペースX	4,600	5,520

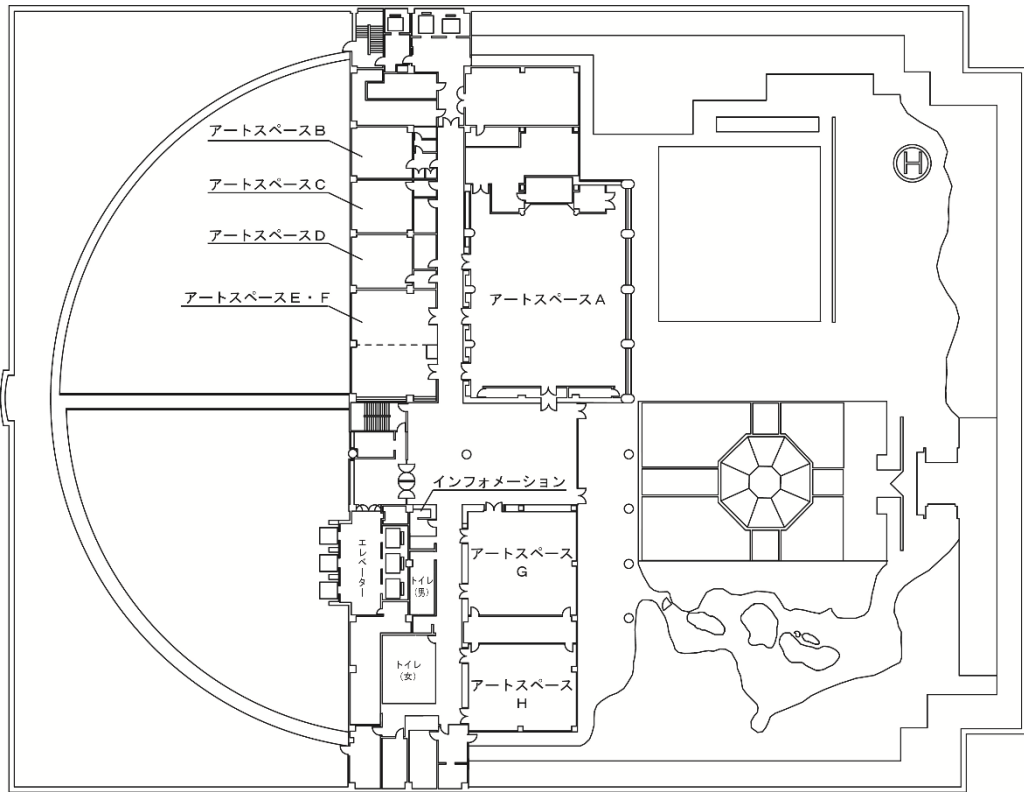
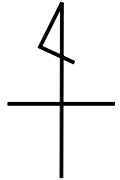
(注) 持ち込んだ電気機器の電気利用量が1時間1kwを超える場合の電気利用料金は、1時間1kwにつき、50円です。

### 施設備品等

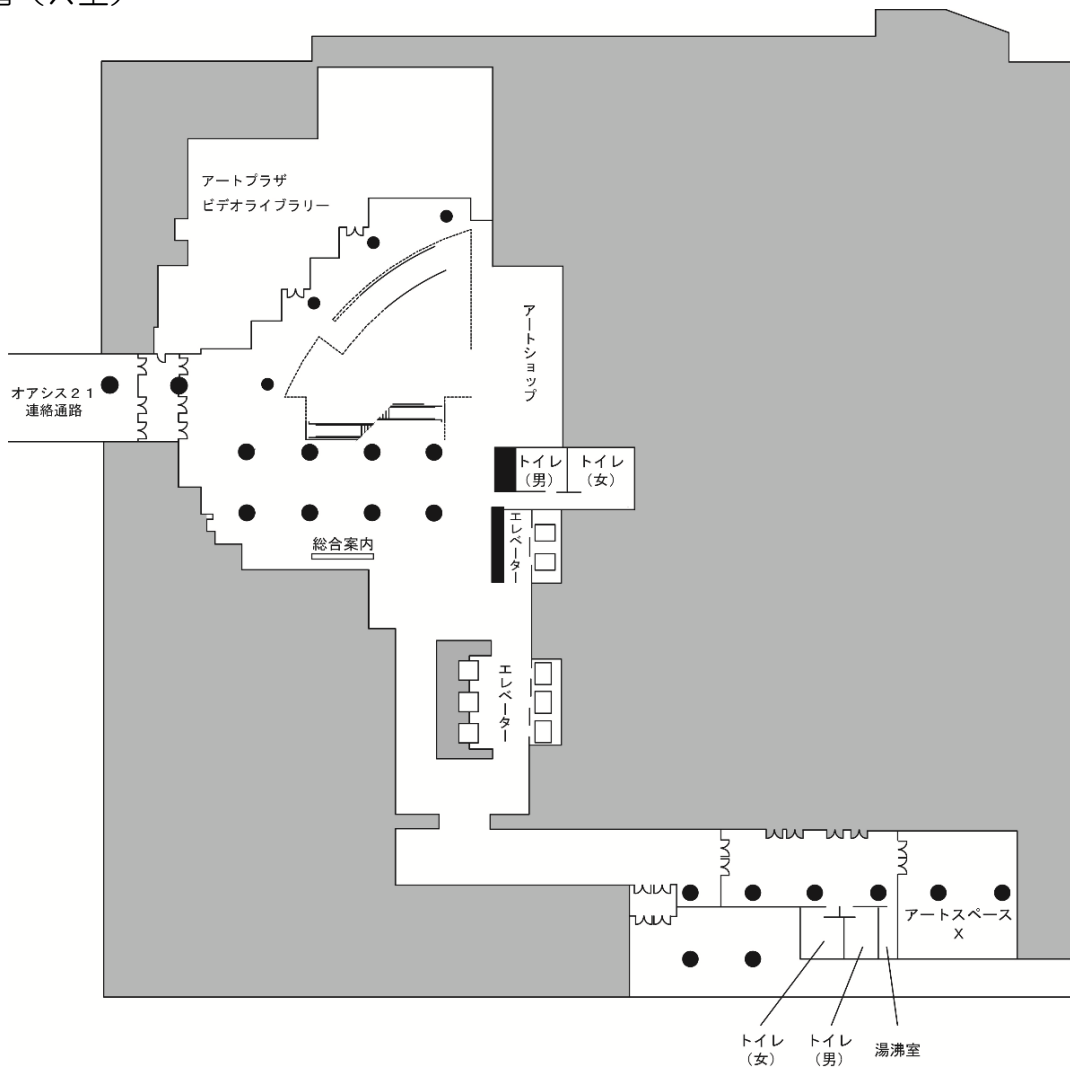
室名	照明	施設備品(無料)	その他
アートスペースG	LED	スクリーン(昇降可) ピクチャーレール スポットライト(LED) 展示用可動壁 会議机、椅子、ホワイトボード 壁面ホワイトボード(室外) 高所作業台 パンチメタルボード 等	カーテン:遮光(暗幕) ブラインド
アートスペースH	LED	スクリーン(昇降可) ピクチャーレール スポットライト(LED) 会議机、椅子、ホワイトボード 壁面ホワイトボード(室外) 高所作業台 可動壁(移動) パンチメタルボード 等	カーテン:遮光(暗幕) ブラインド
アートスペースX	蛍光灯	ピクチャーレール スポットライト(LED) 会議机、椅子、ホワイトボード 高所作業台 可動壁(移動) パンチメタルボード 等	

# 愛知芸術文化センターアートスペース平面図

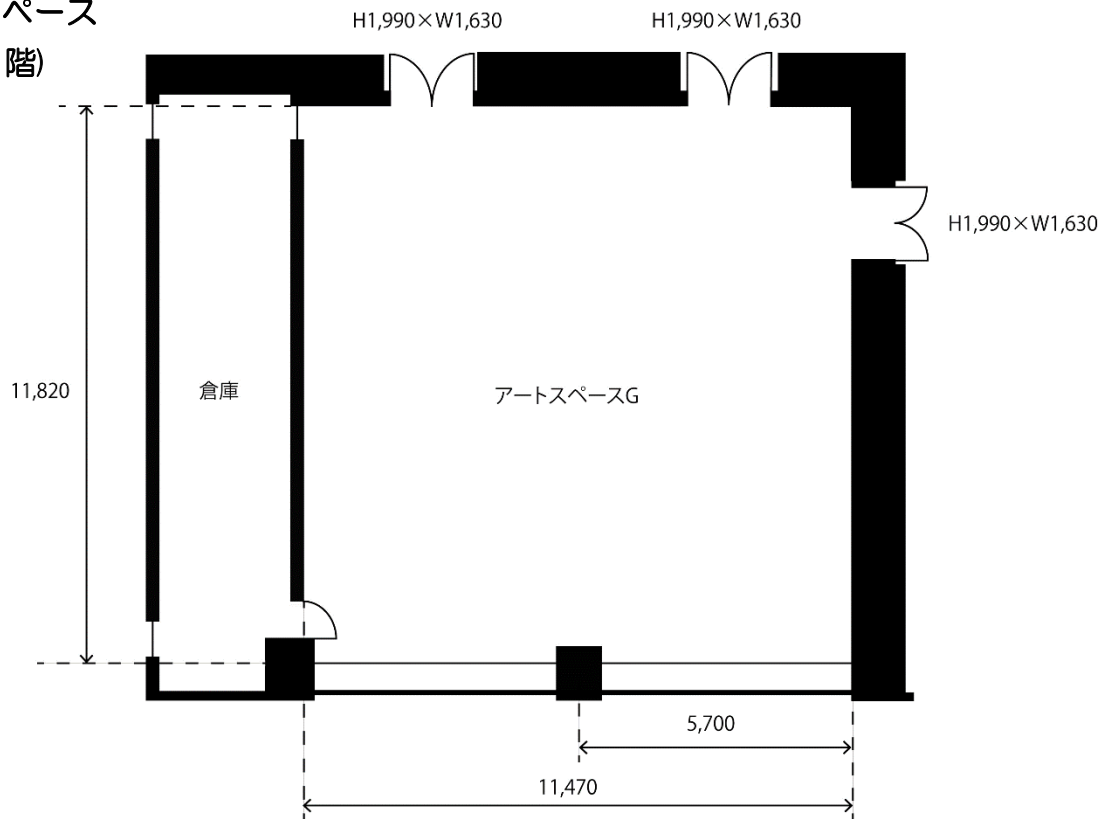
1 2階 (A~H室)



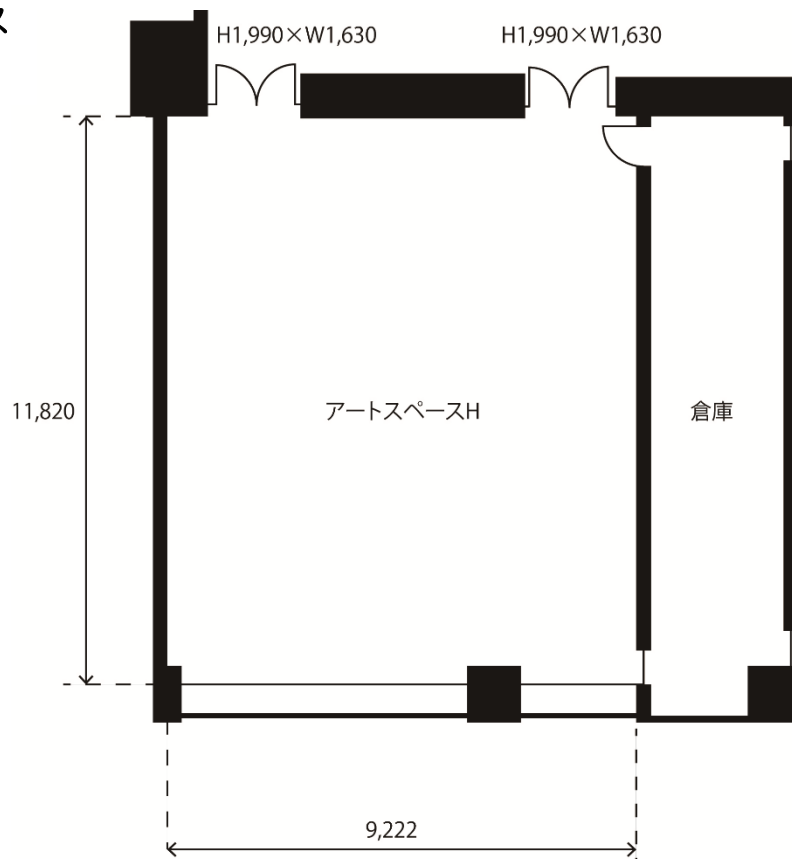
地下2階 (X室)



アートスペース  
G室(12階)



アートスペース  
H室(12階)

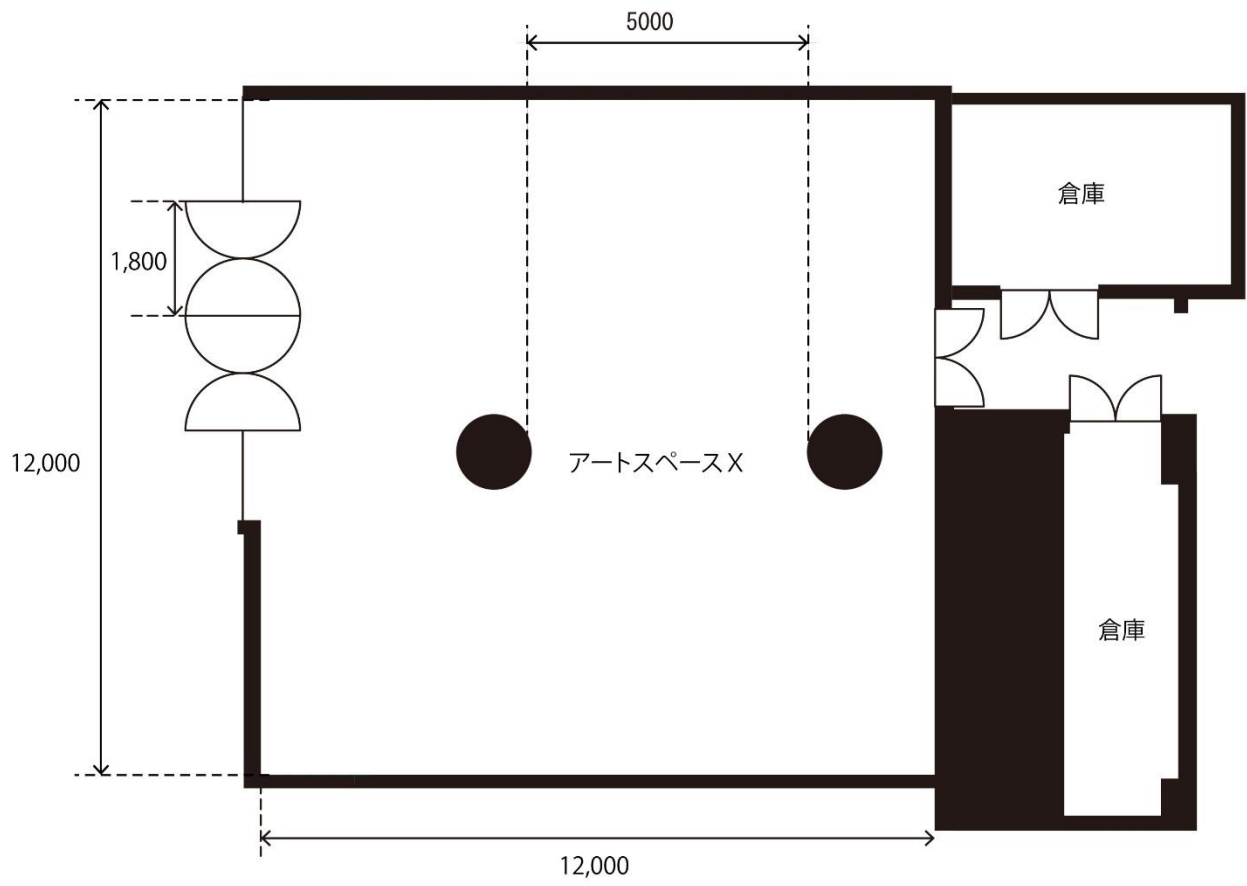


※下表の壁長は、実測値の合計と多少の誤差があります。

室名	面積	固定壁長	可動壁長	天井高	床材
アートスペース G	150㎡	24m	22m	2.8m	タイルカーペット
アートスペース H	120㎡	26m	—	2.8m	タイルカーペット



## アートスペースX室（地下2階）

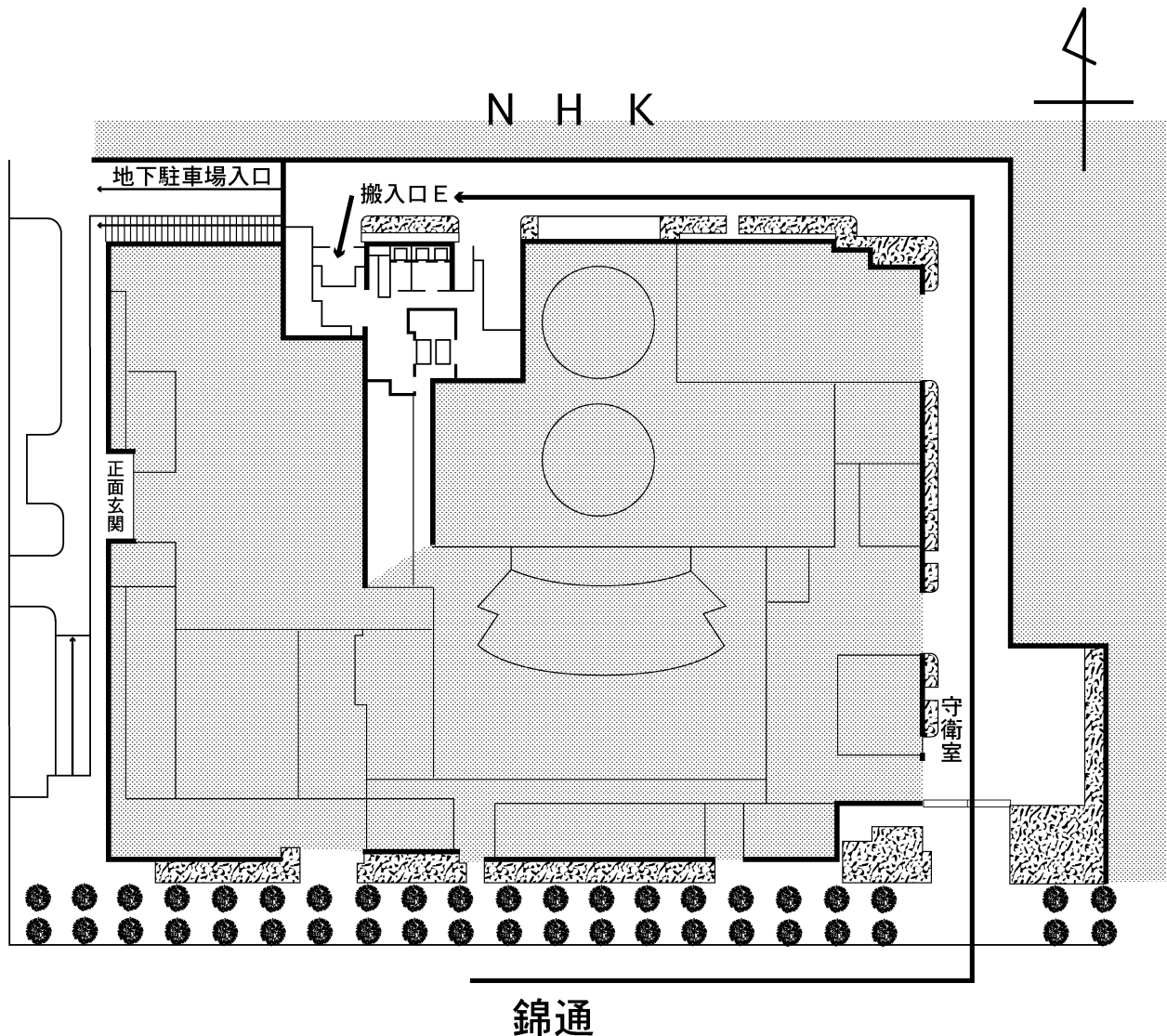


※下表の壁長は、実測値の合計と多少の誤差があります。

室名	面積 m <sup>2</sup>	壁長	天井高	床材
アートスペースX	144	38.6 m	3.0 m	ゴムタイル

## 展示の搬入・搬出の経路（1階搬入口E）

- 1 搬入・搬出は、原則として、できるだけ展示品を利用者側で集約して、トラック等で一括して、下記の経路により、1階の搬入口E（建物北側）から行ってください。  
なお、使用するトラック等の車種・車番（業者名）と搬入・搬出を行う方の名簿を、あらかじめ「施設利用受付窓口」まで届け出てください。

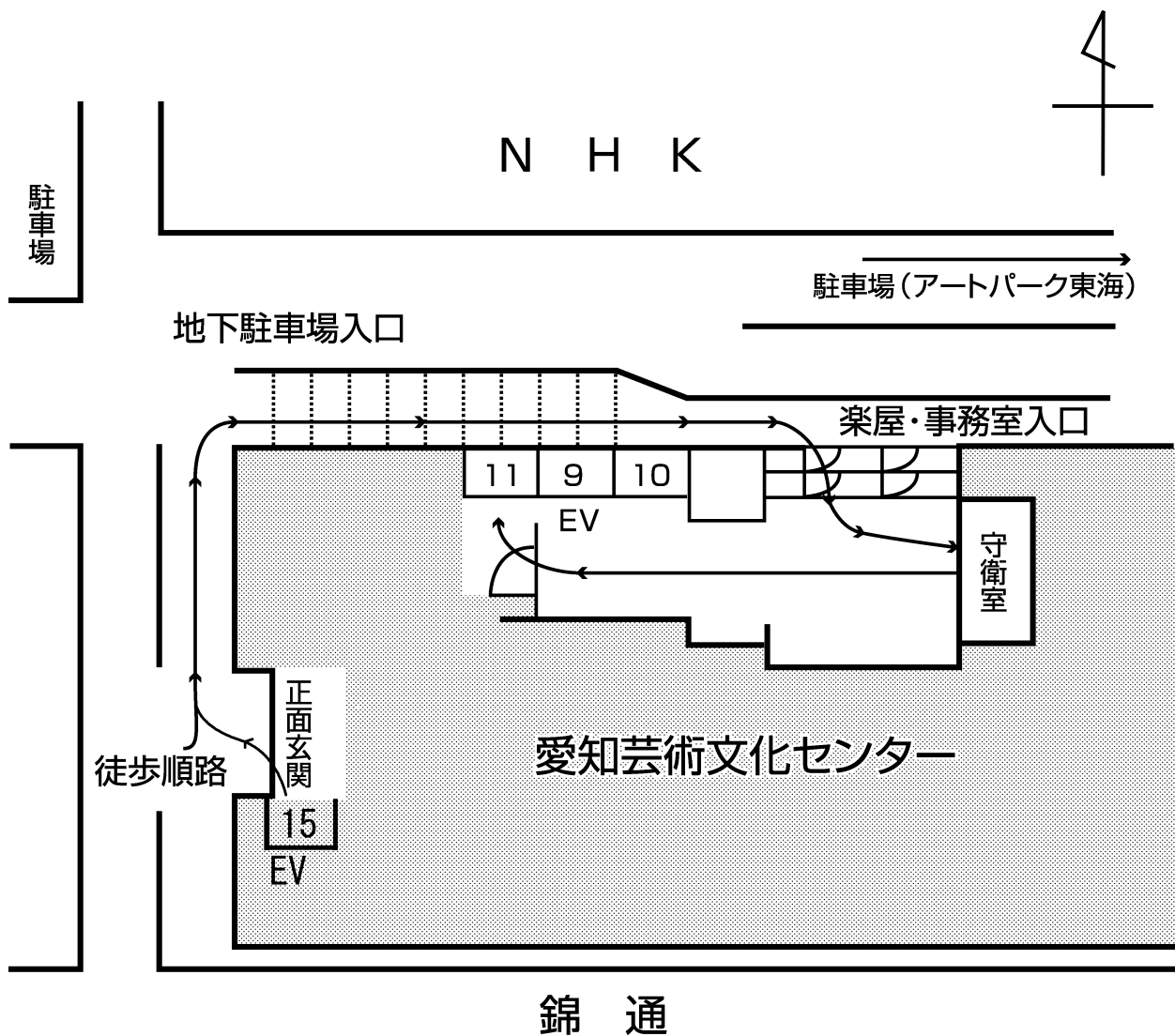


- 2 搬入口Eを使用される場合には、搬入口付近で搬出・搬入が可能です。  
当日、ゲートを通られる際に、守衛から指示がありますので、搬出・搬入の後に、指定された別の駐車スペースに駐車してください。

## 展示の搬入・搬出の経路（地下1階入口）

1 徒歩等により作品の搬入・搬出をされる方は、下記の経路により、地下1階から入館してください。

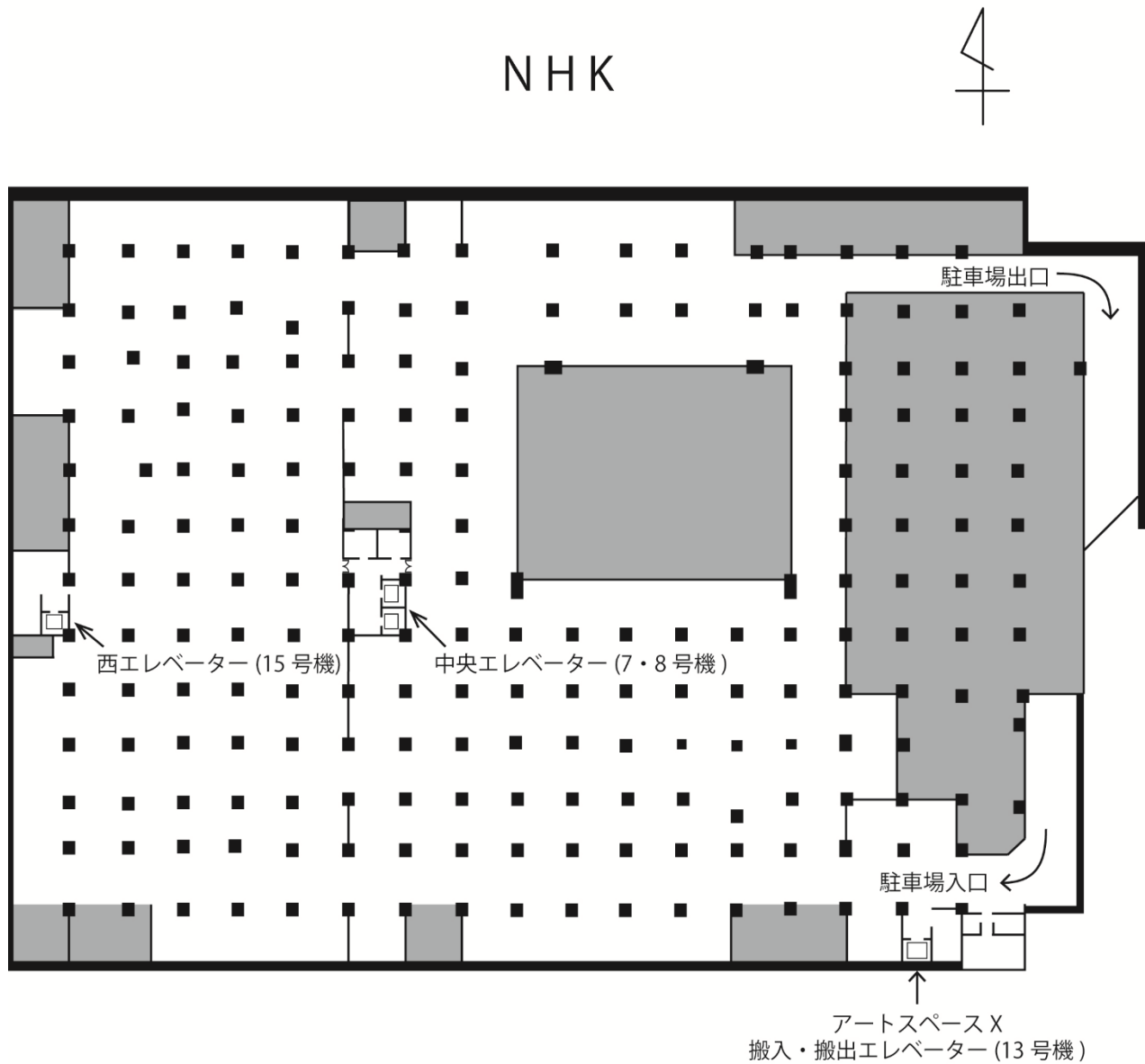
入館される際は、あらかじめ「施設利用受付窓口」に届け出た「入館パス」を、必ず守衛に見せてから入館してください。



2 搬入日（月曜日：この日が休日の場合は、その翌日以降の最初の休日ではない日）は、アートスペースは休館日のため、正面玄関からは入館できません。駐車場のアートパーク東海（地下5階）を利用される方も西側15号エレベーターで、一度外に出て、地下1階から入館してください。

## 展示の搬入・搬出の経路（地下5階入口）

アートスペースXへの搬入・搬出エレベーターは、普段は利用できませんので、搬入・搬出時以外は、中央エレベーターまたは西エレベーターをご利用ください。



# 愛知芸術文化センター

## 交通案内



公共交通機関（オアシス 21 から地下連絡通路または2階連絡橋経由）

- 地下鉄東山線、名城線「栄」駅下車、徒歩5分
- 名鉄瀬戸線「栄町」駅下車、徒歩5分

自動車

- 名古屋高速「東新町」出口から3分

**愛知県文化情報センター催事室  
＜アートスペース＞利用のご案内  
（展示利用）**

令和2(2020)年11月1日改定

愛知芸術文化センター愛知県文化情報センター  
（指定管理者）

公益財団法人 愛知県文化振興事業団